

## ●会費に関する Q&A

2026年1月12日

### 【学生・早期キャリア会員】

Q：付則に「学生会員とは、国内外の高等教育機関に学籍を有する会員、またはそれに準ずる会員」とあります。「それに準ずる会員」とは何ですか？

A：「研究生」「聴講生」「科目等履修生」など、学費を納入しつつ高等教育機関に所属している方を想定しています。

Q：常勤職に就きながら学籍もあります。「学生会員」に該当しますか？

A：該当しません。「正会員（一般）」となります。

Q：常勤の任期付き雇用です。「早期キャリア会員」に該当しますか？

A：該当しません。「正会員（一般）」となります。なお、任期終了後に要件を満たした段階で、「早期キャリア会員」への変更の申請や再申請が可能です。

Q：付則に「専任の被雇用者としての収入、またはそれに準ずる収入がある者は、学生会員および早期キャリア会員の資格を有しない」とあります。「それに準ずる収入がある者」とは何ですか？

A：翻訳・通訳者、独立編集者、独立ジャーナリストなどで、一般的な被雇用者と同程度に安定した収入を得ている方を想定しています。

Q：日本学術振興会の特別研究員（DC1, DC2, PD）の身分を有しており、毎月、研究奨励金の給付を受けています。「早期キャリア会員」に該当しますか？

A：該当します。ただし、PDのカテゴリーのうちの「雇用PD」として、研究奨励金に加えて受入研究機関（雇用機関）から報酬を受給している場合、「正会員（一般会員）」となります。なお、雇用PDとしての任期終了後に要件を満たした段階で、「早期キャリア会員」への変更の申請や再申請が可能です。

### 【会費の納入額の変更について】

Q：学生会員として会費を納めていますが、年度途中で常勤職に就きました。追加の会費納入は必要ですか？

A：必要ありません。4月1日時点での身分が年度を通して適用されます。翌年度から新身分での会費をお納めください。

Q：正会員としての会費を納めていますが、年度の途中で退職し、早期キャリア会員・シニア会員となる資格が発生しました。会費の一部返納を請求することは可能ですか？

A：できません。4月1日時点での身分が年度を通して適用されます。翌年度から新身分での会費をお納めください。

#### 【退会について】

Q：退会を希望しています。何をすればよいですか？

A：退会届をご提出ください。退会届の提出時点で退会の意思が示されたものと扱います。なお、当該年度分を含め、会費は必ず完納してください。未納会費がある場合は「退会」ではなく「除名」となりますのでご注意ください。

Q：退会日を前年度末にさかのぼらせることはできますか？

A：できません。退会届の提出日が、退会の意思表示日となります。ただし、会則の第10条の2. に定める通り、通常総会の2週間前までに退会届の提出と前年度までの会費の完納があった場合は、前年度末日での退会が認められます。

#### 【再入会について】

Q：再入会を希望しています。何をすればよいですか？

A：通常の入会手続きを行い、再入会である旨をご記載ください。なお、以前の扱いが「退会」ではなく「除名」であった場合、未納会費の納入が再入会の条件となります。

#### 【未納の会費がある場合の権利の制約について】

Q：未納会費があります。役員選挙権・被選挙権はありますか？

A：あります。選挙権は正会員・シニア会員に、被選挙権は正会員に付与されています。日本を含む民主主義国家では、税金の滞納が投票権・被投票権の欠格事由にはならないのと同様です。なお、意図的に会費納入を遅らせて権利を回避することはできません。

Q：未納会費があります。大会・地域部会報告の申込みや論文投稿は可能ですか？

A：可能です。ただし、会費の納入が確認されるまでは仮受付となります。納入手続きが可能になり次第、速やかに納入をお願いします。正当な理由なく未納状態が続く場合、大会・地域部会報告を不成立と見なしたり、査読手続きを中断したりすることがあります。